

## 2023 年度末退職予定の皆様へ (日本郵政共済組合からのお知らせ)

### 1 概要

日本郵政グループ会社を退職される場合、共済組合員の資格も喪失しますので、喪失後の加入する健康保険の検討や組合員証等の共済組合への返納、年金に関する手続き、団体積立年金保険「みらい」の請求等が必要となります。

2024 年 2 月 1 日発行「ゆうせい共済 486 号」では、2024 年 3 月以降に退職される方へのご案内を掲載しておりますので、ご確認の上、お手続きをお願いします。

### 2 退職者向け案内掲載一覧

タイトル	長期組合員	短期組合員	掲載ページ
組合員証等は必ず返納してください	○	○	4 ページ
退職後に加入する健康保険はお決まりですか？	○	○	5 ページ
退職後に「任意継続組合員」になるためには共済組合への届出が必要です	○	○	6～7 ページ
退職等の際には年金に関する手続きを忘れずに！	○	×※1	8 ページ
退職後に「氏名または住所」の変更があった場合は届出を	○	△※2	9 ページ
退職時・雇用コース転換時の共済貸付残高の控除・弁済方法	○	○※3	9 ページ
退職等の際は「みらい」の給付金請求手続きが必要です	○	○※4	10 ページ
組合員証等の返納先の変更	○	○	20 ページ

※1 短期組合員の方は、会社を通して日本年金機構でのお手続きになります。

※2 任意継続組合員の方は、共済組合に届出が必要です。

※3 短期組合員の方は、短時間勤務職コースのみ共済貸付利用可能です。

※4 短期組合員の方は、短時間勤務職コース及びアソシエイト社員のみ加入可能です。

照会先：日本郵政共済組合ホームページ

<https://www.yuseikyosai.or.jp/index.html>

日本郵政共済組合コールセンター

TEL：0120-97-8484（土日祝日を除く 9:00～18:00）

